医療費の家計負担を軽減する高額療養費制度について

厚生労働省保険局は、医療費の家計負担が重くならないよう医療費の一部を負担する 「高額療養費制度」について、平成 29 年 8 月より、70 歳以上の上限額を段階的に見直し ています。

■高額療養費制度とは

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。毎月の上限額は、加入者の年齢や所得水準により分けられ、70歳以上の方には外来だけの上限額も設けられています。

令和 6 年 7 月現在、一般的な 70 歳以上の区分ですと、ひと月の世帯ごとの上限額は 57,600 円、外来の個人ごとの上限は 18,000 円となっています。

■支給の対象

保険適用される診療に対し、<u>患者が支払った自己負担額</u>が対象となります。医療にかからない場合でも必要となる「食費」・「居住費」、患者の希望によってサービスを受ける「差額ベッド代」・「先進医療にかかる費用」等は、高額療養費の支給の対象とはされていません。

■支給申請方法

ご自身が加入している公的医療保険(健康保険組合・協会けんぽの都道府県支部・市町村国保・後期高齢者医療制度・共済組合など)に、高額療養費の支給申請書を提出または 郵送することで支給が受けられます。病院などの領収書の添付が必要な場合もあります。

高額療養費の支給を受ける権利の消滅時効は、<u>診療を受けた月の翌月の初日から2年</u>です。 したがって、この2年間の消滅時効にかかっていない高額療養費であれば、<u>過去にさ</u>かのぼって支給申請することができます。

厚生労働省高額療養費制度について詳細はこちら!

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html